

原子力災害からの復興施策体系

福島県全体

避難12市町村

福島復興再生特別措置法

[平成24年3月31日施行]

- 福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ推進を目的

福島復興再生基本方針

[平成24年7月13日閣議決定]

- 法の基本理念に則し、福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針

重点推進計画(県作成)

[4/26認定]

- 基本方針に即して、再生可能エネルギーや医療機器関連産業等の新たな産業創出の取組を推進する計画

産業復興再生計画(県作成)

[5/28認定(本日)]

- 基本方針に即して、福島産業の復興・再生の推進を図る計画

グランドデザイン

[平成24年9月4日復興庁策定]

基本的な考え方を提示

- 避難12市町村全体の概ね10年後の復興の姿と、それに向けた国の取組姿勢をまとめたもの

避難解除等区域復興再生計画

[平成25年3月19日総理決定]

- 基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進する計画

早期帰還が可能な区域

早期帰還・定住プラン

[平成25年3月7日復興庁策定]

- 早期帰還を目指す区域等における政府の取組をとりまとめ。

被災者支援(被災者支援施策PKG)

[平成25年3月15日復興庁策定]

- 子ども被災者支援法の趣旨も踏まえ、原子力災害の被災者の安心した生活、子どもの元気を復活させる政府の取組をとりまとめ

広域

風評被害対策(風評被害PKG)

[平成25年4月2日復興庁策定]

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組をとりまとめ

全国

施策の展開を加速

産業復興再生計画の概要

平成25年5月

1 目標

「各産業が着実に復興し、自立するとともに、強みを生かし、相互に連携しながら、新たな時代をリードする産業と雇用を創出すること」

・県総合計画、復興計画、農林水産業振興計画、商工業振興基本計画の基本理念や目標、めざす姿、取組の方向性等を取り込み作成。

2 取組の内容

(1)避難解除等区域

→事業者の帰還の促進と事業再開・継続を支援

(2)将来的な住民の帰還をめざす区域

→帰還までの間、避難先での事業再開・継続を支援

(3)県内全域

→新産業の創出、ブランド化、風評払拭、交流促進、人材育成

(1)農林水産業

→豊かで魅力ある農山漁村の形成、安全・安心な農林水産物の提供
除染の実施、生産基盤の整備、農林漁業者の事業再開の取組、担い手の育成、農林水産物の安定供給、地域産業6次化などブランド化・高付加価値化、福島県浜地域農業再生研究センター(仮称)の整備など

(2)中小企業

→地域資源を生かした産業の振興、将来を支える成長産業の創出
事業再開・経営再建(グループ補助金、制度資金)、新産業の創出(再エネ・医療関連産業)、
新增設の促進(企業立地補助金)、技術開発・販路拡大支援、まちづくり支援、将来を担う
産業人材の育成、安定的な雇用確保、産業基盤の整備(港湾・空港・道路・鉄道)など

(3)観光振興

→観光客をはじめ様々な交流人口の増大
観光復興キャンペーン(八重の桜・観光有料道路の無料化)、正確な情報発信、教育旅行誘致、
ニューツーリズムの推進(再エネなど)、外国人観光客再誘致、国内外路線の再開・拡充、
地域の伝統文化等の維持・復活、道路や鉄道等の復旧・整備など

3 産業復興再生事業(規制の特例)

(1)福島特例通訳案内士育成等事業

～本県の魅力や正しい情報を伝える体制を整備通訳案内士育成研修・登録の実施

→県内で報酬を得て通訳案内が可能

(2)商品等需要開拓事業

～地域団体商標制度を活用し、福島ブランドを確立【更新】①南郷トマト、②土湯温泉、③会津みそ、

④大堀相馬焼

【新規】⑤会津田島アスパラガス

→手数料等の1/2を軽減

(3)新品種育成事業

～オリジナル品種を開発し、新たなブランドを構築

①水稻(4品種)、②イチゴ、③アスパラガス、④モモ、⑤ナシ、⑥リンゴ ⑦リンドウ、⑧カラー

→出願料等の3/4を軽減

(4)福島特定埠頭運営事業

～小名浜港のバルク貨物取扱機能の更なる効率化

水深14m以上の要件の緩和 → 民間事業者に小名浜港5～7号ふ頭の一体的貸付が可能